

諮問番号：令和3年度諮問第48号
答申番号：令和4年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成31年4月16日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分1」という。）及び令和元年7月5日付けで行った法の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分2」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

保護の開始時に処分庁から保護費・医療費などの返還について説明を受け
ておらず、仮に説明があれば、支給申請は行わなかった。

また、処分庁は資力がありながら生活保護を受給しておりと弁明しているが、
平成31年3月分の保護費の振込があった時点では、資力はなかった。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）処分庁からの保護費等の返還に係る説明について

まず、審査請求人は、保護の開始時に処分庁から保護費・医療費などの返
還について説明は受けていない旨主張するので、この主張についてみる。

①平成30年4月13日、審査請求人は、処分庁から「生活保護のしおり」
（以下「しおり」という。）の内容の説明を受け、しおりには医療費を含む
保護費の返還について記載されていたこと、②平成31年3月11日、処分

庁は、審査請求人に対し、支給済みの保護費と医療費を計算して返還してもらう旨述べたことが認められる。

これらのことからすると、保護の開始に当たり、審査請求人は処分庁から医療費を含む保護費の返還について記載されたしおりの内容の説明を受けており、その後も保護の廃止に当たり、保護費と医療費の返還について説明を受けていたことが認められる。

また、法第63条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助等のように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されているため、返還額に医療費10割分が含まれるのが相当であり、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 本件処分1について

処分庁は、平成31年3月1日付けで審査請求人に対する保護を廃止したことに伴い、同年3月分保護費の返還が必要であるとして、同年4月16日付けで本件処分1を行ったことが認められる。

本件処分1に至るまでの経過をみると、処分庁は、審査請求人が平成30年7月6日に傷病手当金として3,323,916円（以下「本件傷病手当金」という。）を受領し、退職金として平成31年1月10日に704,321円（以下「本件退職金1」という。）を、同年3月8日に3,263,529円（以下「本件退職金2」という。）を受領したことから、保護の要否判定を行ったところ、おおむね6か月を超えて特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと判断し、同年3月1日付けで保護の廃止を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、保護の廃止に伴い、既に支給済みであった平成31年3月分の保護費について返還を求める本件処分1を行ったものであり、その判断に誤りは認められない。

(3) 本件処分2について

ア 審査請求人は、平成31年3月分の保護費が支給された時点では資力はなかった旨主張する。

そこで、本件処分2までの経過についてみると、①平成30年3月28日、審査請求人は、傷病により休職中との理由により保護を申請し、処分庁は、同日付けで審査請求人に対し、保護を開始したこと、②同年7月6日、審査請求人は平成28年12月27日から平成30年5月10日までの傷病手当金として本件傷病手当金を受領したこと、③審査請求人は平成30年12月23日付けで退職したこと、④審査請求人は、平成31年1月10日に本件退職金1を、同年3月8日に本件退職金2を受領したこと、

⑤処分庁は、審査請求人世帯の要否判定の結果、同年3月1日付けで保護を廃止したこと、⑥処分庁は、審査請求人が傷病手当金及び退職金を受領したことにより、保護費の返還が必要であるとして、令和元年7月5日付けで保護開始時以降に支給した医療費を含む保護費について返還を求める本件処分2を行ったことが認められる。

イ また、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6の答（4）のとおり、保護開始前の災害等により補償金等が保護開始後に支給された場合について、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となると記されている。

これを本件に当てはめると、前記アのとおり、審査請求人は平成30年3月28日の保護の開始前からの傷病により、平成28年12月27日から平成30年5月10日までの間の本件傷病手当金を、保護開始後の平成30年7月6日に受領していることが認められ、保護開始時の平成30年3月28日より資力があるものとして返還額決定の対象となり、平成31年3月分の保護費が支給された時点では資力はなかった旨の審査請求人の主張は採用できない。

ウ これらのことからすると、前記アのとおり、退職金については受領日が保護開始後の平成31年1月10日及び同年3月8日であるものの、保護開始前に資力が発生していた傷病手当金の額（3,323,916円）が、保護開始時以降に審査請求人に対し支給した保護費の総額（908,364円）を上回るため、当該保護費を返還請求の対象とした処分庁の判断に誤りは認められない。

（4）費用返還額の決定について

なお、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額の一つとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額と定めている。

本件においては、前記（3）アのとおり、審査請求人は、傷病手当金及び退職金を受領し、当該収入を契機に保護から脱却していることが認められるところ、本件処分1及び本件処分2（本件処分1と本件処分2を併せて、以

下「本件処分」という。)に至るまでの間において、審査請求人から自立更生が必要な事項について申立てがあった形跡はなく、また、本件審査請求においても、審査請求人から自立更生に関する主張はなく、事件記録からも返還額の控除を行うべき事実を見出すことはできない。

これらのことからすると、法第63条、平成24年課長通知及び問答集問13-6に照らし、保護開始時から保護廃止時まで支給した保護費相当額を返還額とした処分庁の判断に誤りは認められない。

(5) まとめ

以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年3月 1日 諮問書の受領

令和4年3月 3日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：3月17日

口頭意見陳述申立期限：3月17日

令和4年4月12日 第1回審議

令和4年5月19日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

(3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(4) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1

日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の問12の答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらねたい。」とし、保護を廃止すべき場合として、「(1)(中略)(2)当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。(後略)」と記している。

なお、課長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (5)平成24年課長通知1(1)は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(後略)」と記しており、次に定める範囲として①から⑥を掲げ、⑥は、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要なと保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と記している。
- (6)問答集問13-6の答(4)は、保護開始前の災害等に対する補償金、保険金等を受領した場合の費用返還と資力の発生時点の考え方について、「保護開始前の災害等により補償金(損害賠償金を除く。(中略))、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となる。」と記している。

- (7) 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成30年3月28日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

なお、同日付けで処分庁が受領した審査請求人の保護開始申請書には、申請の理由として、「現在傷病により休職中につき。」と記載されている。

- (2) 平成30年4月13日付けの「生活保護のしおり」の内容については、「貴福祉事務所担当（中略）氏〔担当ケースワーカー〕より説明を受け、理解しました。」との記載並びに審査請求人の署名及び押印が確認できる。

なお、しおりには、「【11】保護費の返還を求められるとき」として、「差し迫った事情のため、資産・収入などがあるにも関わらず保護を受けた場合には、すでに支給された保護費（医療費や介護費を含みます）を速やかに返還しなければなりません。例えば、次のような場合です。①不動産（土地、家屋）などの売却益が発生したとき。②生命保険などの保険金を受け取ったとき。③各種年金、手当を遡って受け取ったとき。④交通事故などの示談金、補償金などを受け取ったとき。」と記載されている。

- (3) 平成30年7月6日付けで、審査請求人は、本件傷病手当金を受領した。

なお、平成30年7月6日を支払日とする保険給付決定支払通知書には、支給金額として、「3,323,916円」、支給内容として、「【傷病手当金】 第1回目分 28年12月27日から30年5月10日まで469日間 傷病手当金 3,323,916円」と記載されている。

- (4) 平成30年12月23日付けで、審査請求人は、休職中の会社を退職した。

- (5) 平成31年1月10日付けで、審査請求人は、本件退職金1を受領した。

なお、発行日が平成30年12月21日付けの退職金明細書には、退職年月日として、「2018年12月23日」、総額として、「6,527,058円 別紙相殺あり」、第1回目として、「704,321円 △2,559,208相殺後 支払日2019年1月10日」、第2回目として、「3,263,529円 支払日2019年3月8日」と記載されている。また、退職金控除通知書には、「貴殿が、休職中に当社で立替えた傷病手当金相当額及び社会保険料の一部が返還されていませので、貴殿が退職された際

に支払される退職金にて、控除させていただきます。(後略)」、「立替金合計額 2, 559, 208円」と記載されている。

(6) 平成31年3月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を廃止した。

なお、平成31年3月11日付けの保護廃止決定通知書には、廃止する時期として、「平成31年3月1日」、廃止・停止の理由として、「収入の増加(傷病手当金・退職金)により廃止します。過支給額は17,780円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。17,780円返納してください。」と記載されている。

(7) 平成31年3月8日付けで、審査請求人は、本件退職金2を受領した。

(8) 平成31年3月15日付けのケース記録票には、「(前略)本世帯の要否判定の結果、世帯における退職金収入により、以後おおむね6ヶ月を越えて特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないため、平成31年3月1日付で、生活保護を廃止します。3月分保護費は返納処理を行い、傷病手当金と1回目の退職金については、支給済み保護費を上限として、法第63条にて返還を求めます。(後略)」との記載がある。

(9) 平成31年4月16日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を廃止したことに伴い、同年3月分保護費の返還が必要であるとして、17,780円の返還を求める本件処分1を行った。

なお、本件処分1に係る生活保護法返還金決定通知書の理由の欄には、「平成31年3月1日付廃止に伴い、3月分保護費の福祉事務所への返還が必要であるため。」と記載されている。

(10) 令和元年7月5日付けで、処分庁は、審査請求人が本件傷病手当金、本件退職金1及び本件退職金2を受領したことにより、保護開始時以降に支給した保護費について返還を求める本件処分2を行った。

なお、本件処分2に係る生活保護法返還金決定通知書の理由の欄には、「傷病手当金及び退職金を受領し、福祉事務所への返還が必要であるため。」と記載されている。

(11) 令和元年7月5日付けのケース記録票には、「生活保護法返還金決定通知書(中略)・納付書・廃止に係る経緯・支給額一覧等資料を簡易書留にて、送付する」、「家庭訪問。(中略)呼び出すも、応答なし。郵便ポストに手紙を投函する。(後略)」と記載されている。

(12) 令和元年7月16日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

(13) 審査請求人による証拠書類の「支給額一覧(月別合計出力)」には、平成30年4月から平成31年2月までの間の「窓口(金融機関含む)払い保護費(円)」及び「医療機関への支出額(円)」の合計支給額として、908,364円と記載されている。

3 判断

(1) 本件処分1について

本件についてみると、処分庁は、審査請求人が平成30年7月6日に本件傷病手当金を受領し、平成31年1月10日に本件退職金1を、同年3月8日に本件退職金2を受領したことから、前記1(4)の処理基準に照らして保護の要否判定を行い、同年3月1日付けで審査請求人に対して法による保護の廃止を行ったことが認められる。

処分庁が、上記の保護の廃止に伴い、本件処分1において、既に支給済みであった平成31年3月分の保護費について返還を求めたことに、不合理な点は認められない。

(2) 本件処分2について

ア 審査請求人は、平成31年3月分の保護費の振込があった時点では、資力はなかった旨主張する。

一方、処分庁は、審査請求人が本件傷病手当金、本件退職金1及び本件退職金2(7,291,766円)を受領したことから、資力があるにもかかわらず生活保護を受給しており、支給済の保護費(908,364円)を上回る収入を得ているため、法第63条に基づき本件処分2を行った旨主張する。

イ 費用返還と資力の発生時点については、前記1(6)のとおり、問答集問13-6の答(4)において、保護開始前の災害等に対する補償金、保険金等を受領した場合の資力の発生時点の考え方については、保護開始前の災害等により補償金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となる旨が記されている。

本件処分に係る事務は、「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」(地方自治法第2条第9項第1号)として第1号法定受託事務に分類されている(法第84条の5参照)。問答集は、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡という形式で発出されたものであるが、処理基準である旨は明示されていない。

そして、保護の実施機関となる地方公共団体は、厚生労働省の下級行政機関ではないから、問答集は、上級行政機関が下級行政機関に示す解釈基準のごとく保護の実施機関を拘束するものではないが、問答集問13-6の答(4)に示される厚生労働省の考え方は、法に照らして合理性を欠くものではないと言える。

上記に基づき本件についてみると、審査請求人は、平成30年3月2

8日の保護の開始前からの傷病により、平成28年12月27日から平成30年5月10日までの間の本件傷病手当金を保護開始後の平成30年7月6日に受領していることが認められることから、問答集問13-6の答(4)に示される資力の発生時点の考え方に照らせば、処分庁が、保護開始時の平成30年3月28日より資力があるものとして、同年4月から平成31年2月に審査請求人に支給した保護費について、返還額決定の対象とした判断に、不合理な点は認められない。

(3) 費用返還額の決定について

前記1(5)のとおり、平成24年課長通知において、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額の一つとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額と記している。

本件についてみると、審査請求人は、傷病手当金及び退職金を受領し、当該収入を契機に保護から脱却していることが認められ、また、審査請求人は、自立更生が必要な事項等について主張していないことから、本件処分において、返還額の控除を行うべき事実を見出すことはできない。

(4) 本件処分における説明の不備等について

なお、審査請求人は、保護の開始時に処分庁から保護費・医療費などの返還について説明を受けておらず、仮に説明があれば、支給申請は行わなかった旨主張する。

本件についてみると、前記2(2)のとおり、しおりには医療費を含む保護費の返還について記載されており、審査請求人は、処分庁からしおりの内容の説明を受けていたことが認められる。

また、前記1の法令等の規定のとおり、保護受給中に資力が発生した被保護者に法第63条に基づく返還義務が生じることは、事前の説明の有無に左右されるものではなく、仮に、法第63条の返還義務について審査請求人に対する処分庁の説明が十分でなかったとしても、そのことが直ちに本件処分の違法又は不当を導くものであるとまでは言えない。

(5) まとめ

以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

前記第5の2(11)のケース記録票の記載及び前記第5の2(13)の審査請求人が提出した証拠書類から、処分庁は審査請求人に対して本件処分2に係る返還額の積算表を提示しているものと推測するが、前記第5の2(9)、(10)のとおり、本件処分の理由の提示には、いずれも根拠法令の記載が行われておらず、また、返還決定額の算出根拠も示されていないから、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て、訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、自らの不服を主張していることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言えるが、処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、根拠法令を示した上で、返還決定額の算出根拠を記載するなど、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会
委員(部会長) 谷口 勢津夫
委員 西上 治
委員 濱 和哲